

小規模事業者を支援する「商工会」からのお知らせです！

商工会に
ご相談ください！

マル経融資

を活用しませんか？



小規模事業者のための無担保・無保証人のマル経融資制度をぜひご活用ください。

商工会は、皆さまの経営・資金繰りを**全力でサポート**します！

マル経融資 **3** つの特長

POINT
1

担保不要！

POINT
2

保証人不要！

POINT
3

低金利！

こんなお悩みありませんか？



**営業車両が老朽化
したので買い替えたい！**



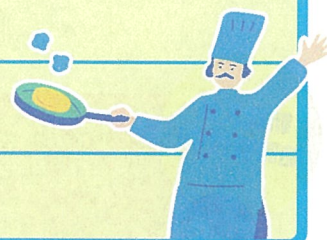
**新商品を開発するために
まとまった材料仕入資金が
ほしい！**



**月末に支払いが集中
するので諸経費支払い
資金がほしい！**

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業： 5人 以下 ^(*) 、製造業・その他： 20人 以下の事業者
ご融資額	2,000万円 以内
お使いみち	運転資金および設備資金 【運転資金】仕入資金、買掛金決済資金、給与支払資金 等 【設備資金】店舗改装費、営業車両購入費、機械・什器等の購入費 等
ご返済期間	10年 以内(うち据置期間 2年 以内)
利率(年)	2.30% (令和8年1月5日現在)
融資機関	日本政策金融公庫



(*)宿泊業および娯楽業にあっては20人以下

申込の主な要件

- 1 商工業者(最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている事業者(移転の場合、移転直前居住地で1年以上事業を行っている場合を含む))
※融資機関の非融資対象業種等は対象外
- 2 商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上。移転の場合は、移転前の指導期間を含む)
- 3 所得税、法人税、事業税等を原則としてすべて完納していること

ご相談の際には、以下の書類をお持ちください

法人の方

- ☒ 前期・前々期の決算書および確定申告書
- ☒ 決算後6か月以上経過している場合は、最近の残高試算表
- ☒ 法人税・事業税・都道府県民税などの領収書または納税証明書
- ☒ 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(新規申込みの場合など)
- ☒ 見積書・カタログ等(設備資金でお申込みの場合)

個人事業主の方

- ☒ 前年・前々年の決算書(または収支内訳書)および確定申告書
- ☒ 所得税・事業税などの領収書または納税証明書
- ☒ 見積書・カタログ等(設備資金でお申込みの場合)

※上記のほかにも、ご状況に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

マル経融資を利用した事業者の声



事業者Aさん

業種 量製造・販売(量替え・襖・障子・網戸張替え)

先代が半世紀以上に渡って築いてきた量店を継いだ後、業況拡大に向けて新商品の開発に取り組みました。新商品を製造するための機械が高額だったため商工会に相談したところ、マル経融資を紹介され機械を購入できました。その後、従業員を新たに雇ったことや最新機械の導入により生産効率がアップし、沢山の受注に対応できるようになりおかげで事業は順調に拡大しています。

業種 建設業(建設足場の設計・施工・解体)

長く勤めていた会社を退職して独立。事業が軌道に乗り予想以上の受注が増えて、材料が足りなくなり商工会に相談に行きました。商工会からマル経融資を紹介されたことをきっかけに利用しました。手続きも商工会が進めてくれて安心しました。おかげで資金繰りを安定させることができ助かりました。



事業者Bさん

新規入会
随時受付中!

「マル経融資」などの金融や
経営に関するご相談はお気軽に
商工会まで!

三次広域商工会

本所 三次市三良坂町三良坂5042-1
TEL 0824-44-3141